

1 はじめに

「いじめは、いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得る」という共通認識をもって、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に、組織として全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、同じ学校に所属している等の一定の人的関係にある生徒が、当該の生徒に対し心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む）により、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。

<いじめの態様>

- ・冷やかしかからかい ・悪口や脅し文句 ・嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視
- ・遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする ・意図的に強く叩かれたり蹴られたりする
- ・金品等をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なこと（危険なこと）や恥ずかしいことをさせられる ・PCやメール等による誹謗中傷等

3 いじめ防止等の対策のための組織

・いじめ防止対策委員会

- ①校内組織：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ②拡大組織：町教育委員会、町福祉課、PTA会長、民生委員、学校医 等

4 いじめ防止のための取組

(1) 生徒に培う資質等

- ①自尊感情や自己有用感、学校生活における充実感【居場所づくり】
- ②自他の命や存在を大切にし、相手の気持ちに共感したり人格を尊重したりする態度【絆づくり】
- ③基本的な生活習慣を身に付け、主体的に行動し、適切に判断して、集団社会のルールを守る資質
- ④ネット等を利用する場合であっても、相手の気持ちを考えた発信を心がけるなどの判断力や行動力

(2) 指導のあり方

- ①校内研修や職員会議において、定期的にいじめ防止及び早期発見について共通理解を図る。
- ②全教育活動を通じ、いのちの教育や道徳教育の充実、読書活動や各種体験活動等の推進により、自他の存在を認め合う心を育む指導を重視する。
- ③すべての生徒が、達成感や満足感を味わうことができる授業を実践する。そのために、認め合い、支え合い、高め合う良好な人間関係を築く。
- ④道徳や学級活動等で、生徒がいじめについて深く考え議論する活動を取り入れるなど、「いじめは絶対に許さない」という校風をつくる。
- ⑤いじめの定義やいじめが起きた場合の対処などについて、生徒に示し、自己を振り返らせることで、いじめの抑止とする

5 早期発見のための取組

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ①全教育活動を通じて、生徒の「分からなさ」「できなさ」「悩み」などに教師が寄り添い、声を聴こう

- とする姿勢を大切にし、生徒との信頼関係を深め、悩みを打ち明けやすい人間関係を築く。
- ② 日常の授業、休み時間や放課後などの生徒の様子を観察し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高くする。また、気になったことについては報告、相談を欠かさない
- ③ 「悩み調査」「いじめアンケート」や「QUアンケート」等の諸調査を利用して、学級での人間関係を把握し、気になる生徒がいる場合には、声をかけたり、悩みを聞いたりするなど積極的に支援する。
- ④ 個人生活ノート、個人面談、家庭訪問等からの情報を把握する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 生徒、保護者、地域の方々が相談しやすいように、担任や養護教諭が窓口になるほか、本校配置のスクールカウンセラーによる相談や県及び町の機関の相談窓口連絡番号などを周知する。

6 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見や通報を受けた場合、管理職に報告し、校内組織が核となり迅速に対応する。
- ② 訴えが軽微と思われる事案であっても、重く受け止め、迅速に事実確認を行い、生徒の安全確保に万全を尽くす。

(2) 被害者への指導・加害者への指導

〈被害生徒への支援〉

- ① 「絶対に守る」ことを本人に伝え、被害生徒の安全・安心を確保する。
- ② 被害生徒の話をじっくり丁寧に聞くとともに、被害生徒にとって信頼できる友人、教職員、家族、地域の方々と連携し、被害生徒に寄り添った支援体制をつくる。
- ③ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。

〈加害生徒への指導〉

- ① 教育的配慮を第一とし、謝罪の気持ちを醸成させ、謝罪や責任を形式的に問うことの無いようにする。(社会性の向上等、生徒の心の成長を主眼に置いた指導を心がける。)
- ② いじめの行為に対しては、毅然とした態度でいじめの非に気付かせ、相手の痛みを理解できるように指導する。

(3) 保護者への対応

- ① 被害生徒保護者には、発覚後速やかに保護者へ事実関係を説明し、被害生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるように守り抜くことを伝え、不安を取り除く。また、解決までの学校の方針や流れについて説明する。
- ② 加害生徒保護者には、いじめの事実を保護者に伝え、加害生徒への指導について保護者の理解や協力を得る。その際、いじめの非に関しては毅然としつつ、加害生徒の立ち直りを目指した支援について知恵を出し合う姿勢で対応にあたる。

(4) いじめの解消

- ① いじめに関する行為が止んでいること・・・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと・・・面談等により確認「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該生徒について、複数の教職員の目で日常的に注意深く観察する。

7 重大事態

いじめにより当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、また、いじめにより当該生徒が「相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき、重大事態と捉え、直ちに町教育委員会へ報告する。